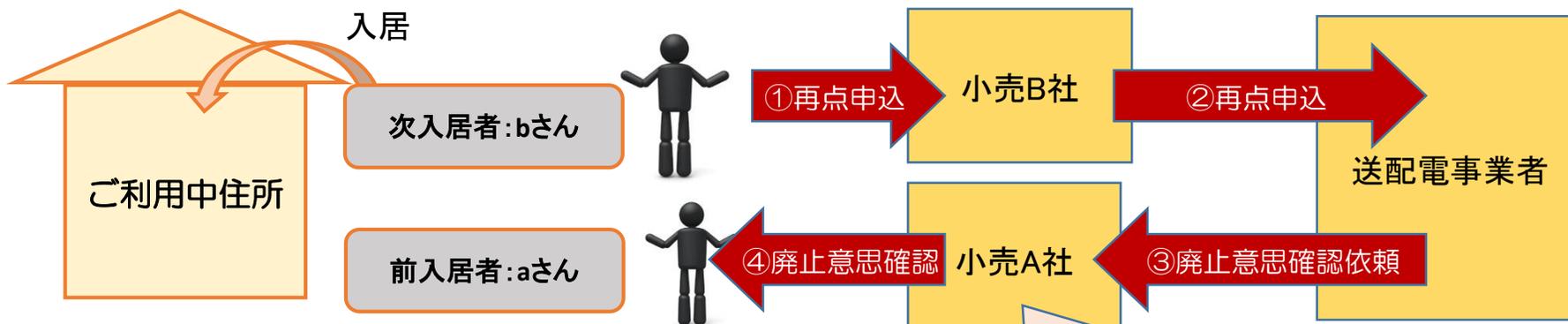


資料2「スイッチング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望」のNo.88に関連して、契約中地点に次入居者から再点申込が入った場合の対応ルールについて整理およびマニュアルへの記載を要望します。

■ 契約中住所に次入居者から再点申込が入った場合の対応の流れ



小売A社からの廃止意思確認で前入居者aさんに速やかに連絡が取れれば問題が無いが、電話に出ていただけないなどのケースでは、廃止意思確認が次入居者bさんの使用開始日以降になることも発生する。

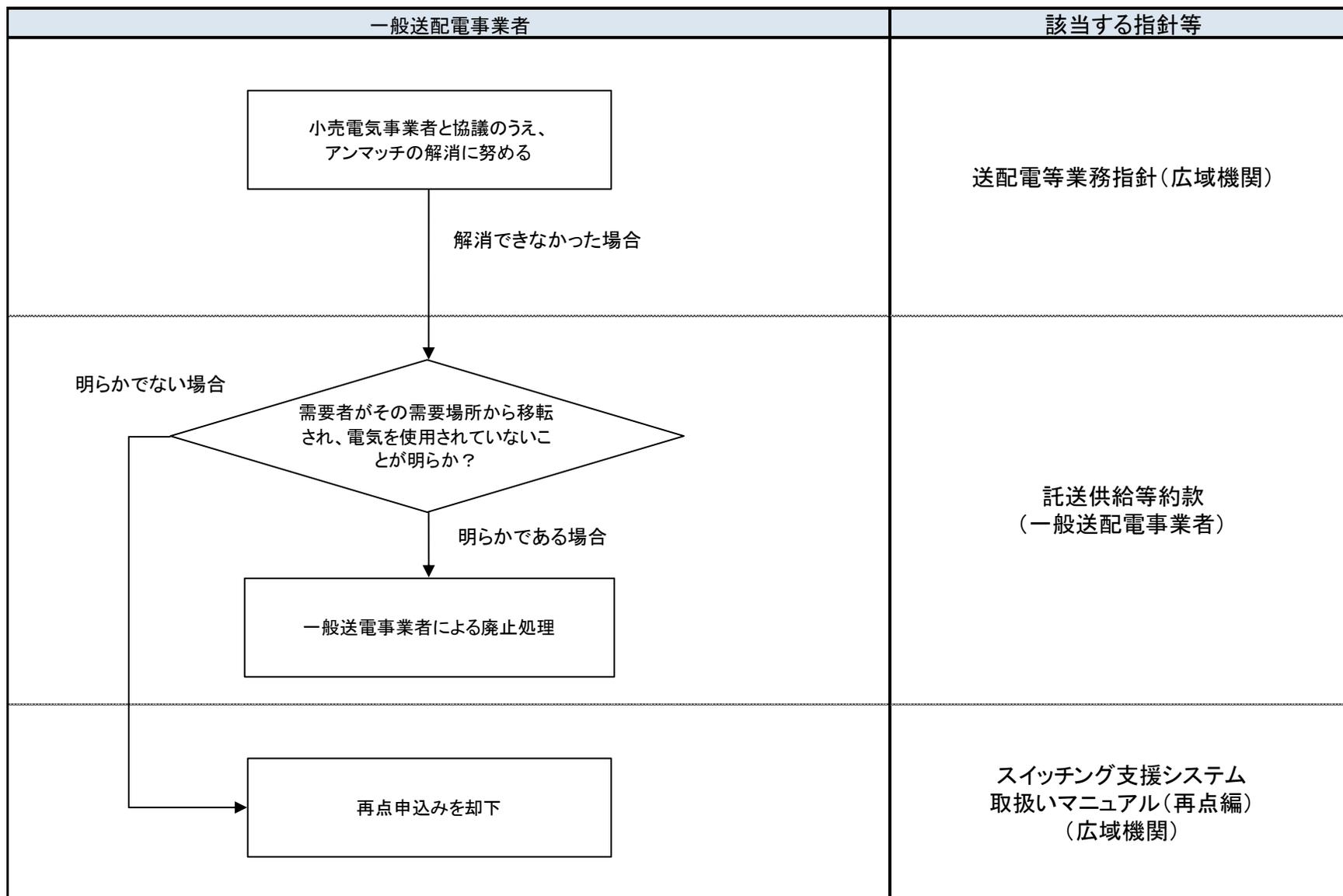
「契約中」の地点に第三者から再点申込が入った場合の運用方法について、当社独自で各送配電事業者に確認したところ、東京電力パワーグリッドのみ、小売電気事業者からの廃止オーダーを待たずに廃止処理をすることがあるとの回答あり。

送配電事業者で先に廃止処理が行われると、小売電気事業者で廃止登録をするときにエラーとなり、小売事業者側での対応工数が大きくなる。
小売事業者/送配電事業者での対応に当たって、ルールの明確化および運用の統一をお願いしたい。

■論点

- ①小売Aでの前入居者aさんへの「廃止意思確認」はどこまで行うのが望ましいのか。
例：電話での最低●回以上は発信すること
メールやDMをお送りし、期限までに連絡が無いことを確認すること。
- ②小売Aでの「廃止意思確認を行うのに必要な合理的な期間」はどれくらいなのか。
- ③小売Aからの廃止申込が無い場合、次入居者bさんの再点申込処理ができない。
送配電事業者判断で「小売Aからの廃止オーダーを待たずにbさんの再点登録を進める」ことができるのか。その場合、送配電判断での廃止処理を認める場合、どのような条件を満たす必要があるのか。（例：次入居者が既に使用開始している かつ 送配電から小売Aへの廃止意思確認依頼をしてから●日間経過）

■契約中の供給地点に再点申込みがなされたにもかかわらず、合理的な期間内に廃止申込みがなされない場合



(3) 受付時の留意事項

再点申込を行なう前に、需要者との新たな小売契約に関する説明のほか、以下の点に留意して受付を実施してください。

供給地点・需要者情報の確認

再点申込に必要な情報（供給地点特定番号、供給地点住所、電話番号、需要者名、入居予定日時等）を聞き取る必要があります。

その他契約の有無確認

先述したとおり、同一供給地点においてその他契約が存在する場合などがありますので、必ず需要者への確認を行なってください。また、同一供給地点に複数の契約があることをシステム上認識している場合は、その他契約があることが表示されますので、併せてご確認ください。

温水器等の夜間蓄熱型機器の契約においては、通電直後からお湯等をご使用いただけるわけではないため、需要者に使用予定を確認し、前もって通電する必要があるか確認してください。また、空焚き防止のため、給水状態であるか確認してください。加えて、温水器等の他契約が存在する場合など、現地にて立会いをお願いすることがあります。その際は一般送配電事業者から需要者へご連絡いたします。

使用中再点時の対応

「供給地点設備情報照会画面」の『廃止措置方法』に契約中と表示されている場合で、再点希望日までに現需要者からの廃止申込がなされないと、再点処理が滞る可能性があります。このような事態を防ぐため、契約中の供給地点に再点申込がなされた場合、一般送配電事業者が必要に応じて現・新小売電気事業者等と連絡を取り、再点および廃止日時の調整を行なう場合があります。その結果、再点希望日時を変更いただく可能性がありますので、ご注意ください。